

令和4年度から 国民健康保険税の 税率が変わります

●改正の背景

国民健康保険制度は平成30年4月から広域化され、県が財政運営の責任主体となり、市町村と協力して制度を運営しています。広域化により県が医療費を全額負担する代わりに、市町村は県に国民健康保険事業費納付金を納付することにな

令和4年度の税率【()内は令和3年度の税率】

	医療分	後期高齢 支援金分	介護分
所得割	6.01% (5.43%)	2.12% (2.10%)	1.68% (1.37%)
均等割	29,700円 (27,600円)	8,300円 (5,800円)	10,100円 (8,600円)
平等割	23,900円 (26,600円)	7,900円 (8,800円)	6,000円 (変更なし)

●税率の改正

国民健康保険事業費納付金に必要な税額の財源は、国民健康保険税で賄うことが原則で、一般会計からの法定外繰入金は段階的に減らしていき、一般会計からの繰入金などで補てんしながら、急激な税率の引き

くすという方針が県から示されました。そこで、平成30年度から2年度ごとに4段階に分けて税率を改正し、令和6年度からは国民健康保険事業費納付金に必要な税額を国民健康保険税だけで賄う計画を平成29年度に作成しました。

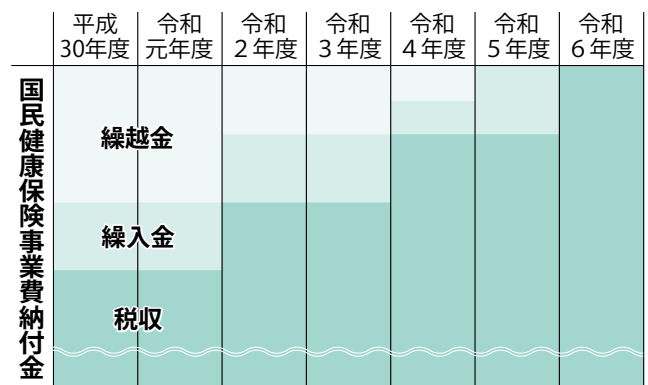
影響額 例

4人世帯

うち介護該当2名、給与収入(夫:300万円、妻:300万円)、子2名(収入なし)

【改正前】47万5,000円 → 【改正後】52万1,900円

令和6年度までの国民健康保険税の税率改正予定 (イメージ)



税率改正 税率改正 税率改正 税率改正

上げを避けるものとなっています。今回の税率改正は計画の3段階目にあたりますが、1人あたりの保険給付費の増加に伴い、国民健康保険事業費納付金が上昇し、改正前の税率では国民健康保険事業費納付金に必要な税額を全額国民健康保険税で賄うことができません。国民健康保険の税率は、国民健康保険事業費納付金をもとに設定することとされていることから、税率を改正しました。

国民健康保険制度および国民健康保険税にご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ

- ・保険税について
税務課 内線119
- ・保険証、医療費について
保険医療課 内線154



国民健康保険税



税率変更について